

粕川少年サッカークラブ 活動規約

第1章 総則

(名称)

第1条 当クラブは、「粕川少年サッカークラブ」(以下、当クラブという)と称す。

第2条 当クラブは、活動場面に応じて以下の対外呼称を用いることができる。
粕川地区体育協会の行事に参加する場合は「粕川少年サッカースクール」
前橋市地域クラブ(中学生の部)として活動する場合は「粕川サッカークラブ」
「粕川SC」「粕川SC U15」「粕川サッカークラブ ジュニアユース」
小学生の部として活動する場合は「粕川SC」「粕川SC U12」「粕川SC U10」
「粕川SC U9」「粕川SC U8」「粕川コリエンテジュニア」

(目的)

第3条 当クラブはサッカーを通してスポーツに親しむ機会をつくとともに、子どもの健やかな心とからだの育成を目的とする。また、スポーツを通して地域の人々とながら、地域づくりに貢献することも目的とする。

第4条 前橋市「適切な部活動の運営に関する方針」の趣旨を理解し、ただ単に勝利だけを目的とするのではなく、スポーツのもつ楽しさを学び、自ら進んで生涯を通じてスポーツに親しむ態度を育む。

第2章 組織構成

(活動単位)

第5条 当クラブは、小学1年生から6年生(6~12歳の学齢)で構成する「小学生の部」と、中学1年生から3年生(13~15歳の学齢)で構成する「中学生の部」を単位として活動する。

(構成員)

第6条 当クラブは、以下に示す者により構成される。

- (1) クラブ員(小学生・中学生)
- (2) 役員(代表者、指導者(監督・コーチ)、監事、会計、保護者会長・副会長)
- (3) 保護者会員(クラブ員の全保護者)
- (4) 15歳以上のシニア・リーダー、3歳以上の未就学生

第7条 当クラブは以下の役員を置く。なお、役員は任期を1年とし、兼務することができる。但し、監事と会計を兼務することはできない。

役職	人数	選任方法・役割
代表者	1名	組織としての意思決定を統括する。 粕川地区体育協会サッカー部長が務める。
監督	1名	代表者が担う。 練習の実施可否、対外試合の渉外・選手起用等を統括する。監督はその権限を都度、コーチに委譲できる。
コーチ	規定なし	代表者が指名する。 練習計画や対外試合を立案・実施し、監督を補佐する。
監事	1名	保護者会員が互選で選任する。 会計監査を行うほか、クラブの活動状況を監査する。
会計	2名	保護者会員が互選で選任する。 クラブ活動に必要な会費の収取や支払等の管理・計算・報告をする。
保護者 会長 副会長	各1名	会長は中学生、副会長は小学生のクラブ員保護者から代表者が指名する。会長は中学生、副会長は小学生の部に関し、代表者・監督・コーチと保護者間の連絡調整、保護者やクラブ員との連絡調整など、各種活動を支援する。

第8条 保護者会員は、代表者・監督・コーチと協力して活動を支援する。保護者及びクラブ員家族関係者は監督・コーチの練習方法及び試合運営方針に関して直接関与してはならない。

(登録・入退会)

第9条 当クラブへの加入（クラブ員登録）は別記1号様式にて申し込みを行う。

第10条 当クラブへの加入は、6～15歳の学齢で保護者の同意があり、健康で活動できる体力があることを前提に、代表者・保護者代表の同意を得てすることができる。

第11条 当クラブへの加入を検討する者は、1カ月間の体験加入をすることができる。

第12条 クラブ員登録の有効期間は、加入申込書を受理した日からその年度末で終了して毎年度ごとにこれを更新する。更新は別記1号様式にて行う。

第13条 当クラブからの退部は、代表者又は監督への口頭で意思表示することにより成立する。また、適正・安全な活動に支障があると認めるとき、代表者は当該保護者に対して退部を勧告することができる。

(総会)

第14条 当クラブの組織構成や、毎年度の活動方針などを協議・確認することを目的とし、役員及び保護者会員を出席者とする総会を年1回開催する。

第15条 総会は代表者が招集し、保護者代表が日程や参加者の調整を行う。総会の議案は代表者と保護者代表が設定し、進行・協議を行う。

第 16 条 本規約の改正及び当クラブの解散は、総会出席者の 3 分の 2 以上の同意を得なければ実施することはできない。

第 3 章 安全管理

第 17 条 当クラブ代表者は、第 9 条及び 12 条に定めるところにより加入申し込みを受理した時、直ちにクラブ員名簿に記載し、スポーツ傷害保険に加入する。

第 18 条 練習、対外試合等の当クラブ活動を写真及びビデオ撮影した場合、その画像または動画を SNS やインターネット等へ投稿、流出させてはならない。なお、代表者並びに保護者会長の同意を得た場合にはすることができる。

第 19 条 学童に通っているクラブ員の保護者は学童の先生と連絡を取り合い、保護者、先生承認のもと学童保育所から練習に参加させることができる。

第 20 条 練習及び試合会場への送迎中の事故については車両所有者及び運転者に責任を求めない。

第 21 条 クラブの代表者・監督・コーチ及び保護者は、年間最低 1 回は自治体や協会、スポーツ少年団等が主催する指導者研修や自分たちで企画した研修会を受講し、暴力、暴言やハラスメントの防止、事故防止、救命救急等に対する知識・理解を高める。

第 22 条 クラブの運営に必要な資格（コーチ・審判等）を代表者・監督・コーチが取得・更新する際に要する費用は、クラブ会計から支出することができる。

第 4 章 会計

第 23 条 当クラブの会計は、クラブ員の納める入会金、会費のほか、寄付金、補助金等の収入により支弁する。

第 24 条 当クラブの会費は、小学生の部、中学生の部それぞれで設定する。なお、体験加入期及び、代表者・保護者代表と協議し、休部扱いとした者は会費を要しない。

第 25 条 会費は半期に 1 回（4 月に 4～9 月分、10 月に 10 月～翌年 3 月分）納入する。会費は半期の途中で加入・退部しても不変とする。

第 26 条 活動に必要な費用が不足した場合には、代表者と保護者代表が協議の上、会費を追加徴収することができる。

第 27 条 会費の滞納が著しい場合、代表者はクラブ員の活動を停止することができる。また、保護者に対して退部を勧告することができる。

第 28 条 当クラブの会計年度は毎年 4 月 1 日に始まり、翌年の 3 月 31 日に終わる。

第 29 条 当クラブの会計は、監事による会計監査を受けて、総会で会計報告を役員・保護者会員に対して行う。

第5章 中学生の部

- 第30条 第3条及び第4条に定める目的を踏まえ、次の活動を行う。
- (1) サッカー練習及び対外試合。
練習は粕川小学校校庭にて、月曜日・金曜日の18:00～20:00とする。
 - (2) サッカー以外のスポーツ及び文化学習活動。
 - (3) その他、当クラブの目的達成のために必要な活動。
- 第31条 雨天等によって変更・中止するときは、監督が判断し、保護者会長が保護者会員に連絡する。一定期間において練習時間を変更する場合も同様とする。
- 第32条 第30条の活動をクラブ員が欠席する場合は保護者が代表者・保護者代表へ連絡をする。
- 第33条 会費は年12,000円とする。
- 第34条 代表者は毎年度、クラブ員の最上位学年生の中から1名をキャプテンとして指名する。
- 第35条 中学生の部に在籍したクラブ員は、代表者の許可を得ることで、中学校卒業後(15歳以上)もシニア・リーダーとして登録・活動することができる。シニア・リーダーは傷害保険加入費相当額として1,000円/年を納入する。また、会費は徴収しない。

第6章 小学生の部

- 第36条 第3条に定める目的・方針を踏まえ、次の活動を行う。
- (1) サッカー練習及び対外試合。
練習は粕川小学校校庭にて、月曜日は18:00～20:00、金曜日は18:00～19:00とする。
 - (2) サッカー以外のスポーツ及び文化学習活動。
 - (3) その他、当クラブの目的達成のために必要な活動。
- 第37条 第31条から第34条は小学生の部においても準用する。
- 第38条 未就学の3歳以上の者がクラブ員として加入を希望する場合、代表者の許可を得ることで、登録・活動することができる。未就学のクラブ員は、傷害保険加入費相当額として1,000円/年を納入する。また、会費は徴収しない。

第7章 その他

- 第39条 本規約に定められていない事項については、代表者が総会に諮って、または保護者会長・副会長と協議して決定する。

昭和 61 年 4 月 1 日 クラブ発足に伴い制定
平成 11 年 4 月 1 日 一部改正
平成 23 年 4 月 1 日 一部改正
平成 30 年 11 月 1 日 一部改正
令和 7 年 10 月 1 日 中学生の部発足に伴い全面改正

別紙様式 1 を挿入

【令和7年度 役員（令和7年10月1日現在）】

役職	名前	備考
代表者 監督	おくだ ありひさ 岡田 明久	前橋市粕川体育協会サッカー部長 JSPO 公認 スター ^{アシスタント} コーチ（ジュニア・ユース） JFA ライセンス ^{ライセンス} コーチ・3級審判員
コーチ	かどぐち ひかる 門口 光	前橋市粕川体育協会サッカー部副部長（小学生担当） JFA D ライセンス ^{JPS.スタートコーチ} コーチ・4級審判員
	あべ たかし 阿部 剛志	前橋市粕川体育協会サッカー部副部長（中学生担当） JFA D ライセンス ^{JPS.スタートコーチ} コーチ・4級審判員
監事	かどぐち きよみ 門口 聖実	
会計	こばやし りえ 小林 理江	中学生の部担当
	いたや ひろみ 板谷 宏美	小学生の部担当
保護者会長	はせがわ ともみ 長谷川 智美	中学生の部担当
保護者副会長	しょうだ かおり 正田 香織	小学生の部担当